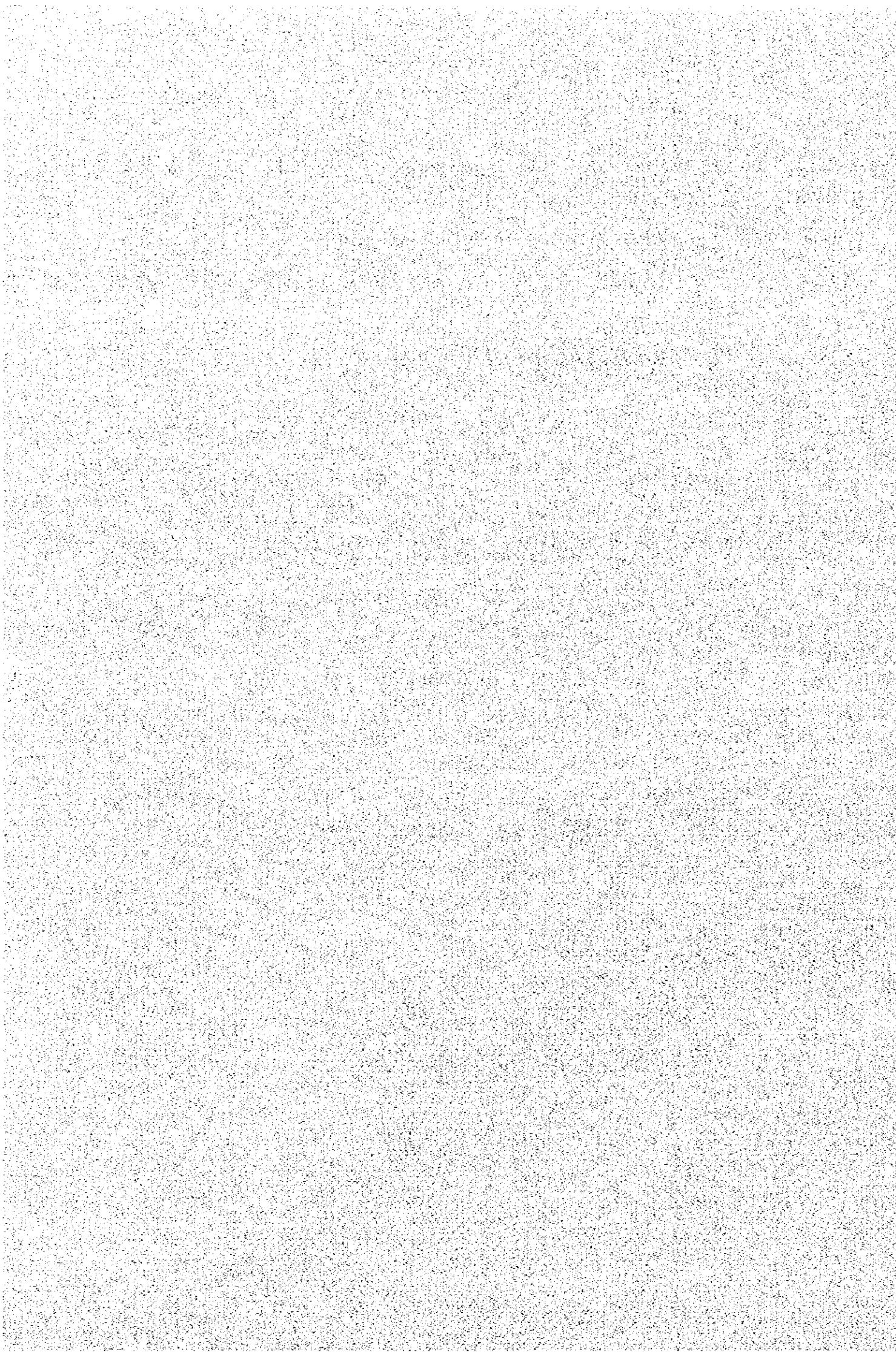


IV. 海外移住センターのあり方



IV. 海外移住センターのあり方

1. 海外移住センターと移住事業の再編

(1) 海外移住センターの沿革と変遷

戦後の海外移住者数は昭和20年代後半より急激に増加し、昭和30年代なかばにそのピークを迎えた。海外移住事業団の前身機関のひとつである日本海外協会連合会による取り扱い移住者も昭和35年に8,561人の最高値を記録している。

このような背景のもと、現在の海外移住センターは、昭和36年5月に外務省「横浜移住斡旋所」として海外移住者の渡航前訓練講習及び渡航手続きのための宿泊・研修施設として建設されたものである。その後、海外移住事業団時代の昭和39年に外務省「神戸移住斡旋所」とともに同事業団に移管され、さらに昭和46年には両センターが統合して現在の海外移住センターとなっている。

同センターは、元来、移住者送出業務を担う施設として位置付けられ、地方などに在住する移住者の渡航前の手続きや宿泊、あるいは訓練講習を実施する施設としての役割を果たしてきた。ところが、昭和40年代の高度成長期に入ると、移住者数の減少が明らかとなる一方、中南米における既移住者及びその子弟（いわゆる日系人）が増加するようになってきた。その結果、移住者・日系人の人材育成が現地での定着・安定のための重要な課題となり、本邦での研修に対するニーズが高まることとなった。海外移住事業団（当時）では、昭和46年から移住研修員受入業務（移住者子弟一般技術研修コース）を開始し、海外移住センターで初年度9名を受け入れることとなったが、これ以降、従来の移住者送出業務に加え、移住者・日系人の人材育成業務が同センターの主要な機能と位置付けられるようになった。

また、昭和60年度には海外開発青年送出制度が発足し、同センターではこれら開発青年の派遣前訓練（2ヵ月間）も実施することとなった。

(2) 海外移住センターと平成6年度移住事業の再編

以上のように、同センターは、海外移住をめぐる環境の変化に対応しながら、設立当時の移住者訓練・送出業務から移住者・日系人の人材育成等に関する事業へと、その重点を徐々に移行させてきたと言える。

しかしながら、中南米諸国への移住者の減少傾向が長期間一貫して続く一方、国の支援によらず先進国へ移住する者が増加するなど、海外移住を取り巻く社会状況の変化は極めて大きなものとなり、移住事業そのもののあり方自体を見直す必要性が出てきたことは、既に第I編で考察してきた通りである。その結果、平成6年度の移住事業再編により、移住者に対する訓練・送出業務及び移住奨励のための広報事業を基本的に廃止する一方、現地の移住者・日系人に対する支援・協力については国際協力の側面からさら

に強化していく方向となった。

これにより、海外移住センターにおいても、平成5年度の31名をもって移住者送出国を停止。また、群馬県赤城山の海外移住研修所の廃止（昭和63年度）にともない同センターへ業務移管されていた海外移住研修制度（農業移住を希望する未経験者を対象に1年間の研修を実施し、農業移住者としての資格を付与）も、平成6年6月の卒業生をもって終了となった。さらに、海外開発青年に関しても、体験移住制度から日系社会でのボランティア活動へとその派遣目的が見直されたことから、同センターにおける派遣前訓練についても、従来の送出国業務から移住者・日系人に対する援護業務として改めて整理し、実施されることになった。

他方、これまで同センターが実施（一部）してきた移住研修員受入事業については、これらの研修により養成された人材が日系社会のみならず現地社会の社会・経済開発に果たす役割を重視し、国際協力の側面からの強化を図っていくこととなり、本部においても研修事業部が実施を担当することになった。

こうして、平成6年度の移住事業再編により、同センターの役割も、これまでの移住者送出国業務を柱としたセンターから移住者・日系人の人材育成分野を中心的に担う援護事業のためのセンターとして、改めて位置付けられることになった。平成7年度における主要な事業内容は以下の通りとなっている。

海外移住センターの事業内容概略（平成7年度）

1. 移住研修員等の受入れ

(1) 移住者子弟一般技術研修

昭和46年度に移住研修員制度として最初に開設されたコースで、高等学校卒業生レベルを対象とし、移住地社会の後継者育成を主要な目的としている（定員25名）。研修期間は18ヵ月ないし24ヵ月で短大、専門学校等での個別研修が中心。海外移住センターでは、来日時オリエンテーション（前年度からの継続研修員との合同研修会）及び帰国報告会を実施するとともに、日本語能力が不十分な研修員に対しては来日後1ヵ月半余りの適応訓練（外部委託）を実施している。また横浜市周辺に研修先のある研修員に宿泊施設を提供（一部は研修実施も担当）している（平成7年度宿泊研修員：新規6名、継続3名）。

(2) 日本語教師研修【3ヵ月コース】（21名）

移住者・日系社会の日本語学校に勤務する日本語教師（基本的に1世で勤務経験の長い者）を対象とした集団研修コースで、指導法や教材開発の手法等に関する技能向上を図る。海外移住センターに宿泊するとともに、同センターがカリキュラムの一部を外部講師により直接実施している。

(3) 日本語教師研修 [12ヵ月コース] (9名)

日本語教師になって間もない若手教師を対象とした集団養成コース。3ヵ月コースと同様、外部機関への委託とセンターの直接実施によりカリキュラムを構成。全研修員が同センターに宿泊する。

(4) 日本語学校生徒研修 (41名)

中南米及びカナダで日本語学校に通う日系人 (13~15才) を1ヵ月招へいし、中学校への体験入学、ホームステイ等を実施。海外移住センターが研修実施を担当するとともに同センターへ宿泊。

(5) 婦人講習 (16名)

本邦で就労する中南米の日系女性 (青年も含む) に対する日本語研修を海外移住センターより (財) 国際女子研修センター (茅ヶ崎市) に委託して年3回実施 (各1ヵ月間)。宿泊も委託先施設。

2. 海外開発青年派遣事業

海外移住センターでは、海外開発青年の選考時に受験会場を提供するなど、関東支部及び本部の選考業務に協力するとともに、派遣前訓練 (2ヵ月間) 及び技術補完研修を実施。また、渡航直前の宿泊及び手続きに関しても担当している。

3. 福利厚生事業 (宿泊者を対象とした食堂運営、レクリエーション等)

4. その他 (移住者に対する渡航手続きサービス等)

(3) 海外移住センターと「日系人を通じた技術協力」 (平成8年度移住事業の再編)

上述のように、JICAでは、海外移住に関する社会状況の変化への対応の必要性、そして移住事業が有する国際協力の側面をさらに発展させていくことを目的に、平成6年度から移住事業の再編に着手した。その結果、同年度からは、国際協力の観点に立ち、海外開発青年派遣、移住 (シニア) 専門家派遣事業、試験場運営及び移住研修員受入を事業形態の類似する技術協力担当部局で実施してきた。

また、その間、世代交代の進む日系社会と我が国の関係を移住事業の枠組みを超えて改めて捉え直そうとする「日系人支援」のあり方についても、その政策的な取り組みが進んできた。すなわち、中南米地域の日系社会は、各国における地域開発の拠点となるなど、各国の社会経済発展に貢献しており、同時に我が国と移住先国との友好・協力関係にも大きな役割を果たしていることに注目。これら日系人を我が国の重要な「外交的資産」と位置付け、従来の移住事業の範囲に止まらず、日系人を経済技術協力の「媒体」として活用し、併せて日系社会の地位向上に結び付けていくことが望ましいと考えられるようになってきたわけである。

このような「日系人支援」の方向性に基づき、平成6年度における担当部局の変更

をさらに発展させ、平成8年度予算要求では、これまで海外移住事業で実施してきた4つの事業（海外開発青年派遣、移住専門家派遣、移住シニア専門家派遣、移住研修員受入）の位置付けを見直し、「日系人を通じた技術協力」（目的達成業務）として各技術協力事業費で要求したところこれが認められるところとなった。

この結果、移住センターの主要業務である移住研修員受入事業（一部）及び海外開発青年派遣事業（派遣前訓練）についても、それぞれ日系研修員受入事業（技術研修員受入事業費）、日系社会青年ボランティア派遣事業（青年海外協力隊派遣事業費）として新たに内容を見直した上、技術協力事業として実施されることとなった（日本語学校生徒研修は引き続き海外移住事業費で実施）。したがって、移住者訓練・送出国業務のための施設として昭和36年に建設された海外移住センターは、昭和40年代後半から徐々にその重点を移住者送出国業務から移住者・日系人の人材育成事業へと移行させてきたが、平成6年度の再編により、当初の目的であった送出国業務を基本的に終了、人材育成分野を中心とする移住者・日系人の援護事業を担うセンターとして見直されることになったが、さらに平成8年度予定される再編により「日系人を通じた技術協力」を主要業務として担う機関として再定義されることとなる。

平成8年度における海外移住センターの事業分類

1. 日系人を通じた技術協力

- (1) 日系研修員受入（移住者子弟一般技術研修、日本語教師研修2コース等）
- (2) 日系社会青年ボランティア派遣（派遣前訓練等）

2. 海外移住事業

- (1) 移住者・日系人に係る人材育成業務（日本語学校生徒研修、婦人講習）
- (2) 移住者に対する渡航手続きサービス等

(4) 海外移住センターの方向性と検討課題

以上のように海外移住センターでは、平成8年度より団法第21条第7号第1項に基づく「日系人を通じた技術協力」の実施を主要業務としていくことになり、事業形態の上からは、技術協力を実施するセンターとしての性格を有していくことになった。これまで海外移住センターは、団法第21条4号に規定された移住事業を担うセンターとして規程上も位置付けられ、その運営費も海外移住事業費に計上されてきた。ところが、このように平成8年度から、同センターが海外移住事業以外の業務をその主要な柱とすることになった結果、その名称を初め、センターの組織・予算上の位置付けと実施する業務内容が必ずしも合致しないこととなったことから、海外移住センターの機能及び施設に関する今後の基本的なあり方を改めて検討する必要性が生じたわけである。

JICAとしては、同センターがJICAの重要な資産であるとの観点からも、そ

の有効な活用を図っていくことが重要であり、今後は、海外移住事業、海外技術協力事業等を問わず、JICA全体として如何なる機能を付与していくことが可能であるのか、またそのためには施設としてどのような内容が要求されるかを考えていくことが重要であろう。そこで以下では、同センターをJICAの「総合センター」として見直し、新たな位置付けで活用していくためのあり方（機能、必要な施設、立地・建設条件、運営方法等）について検討していくこととする。

ただし、既存施設である「海外移住センター」の活用という性格に鑑み、現センターが有する次のような特徴を前提として検討していくこととしたい。

- ・移住事業を実施してきた同センターの蓄積を重視し、「日系人を通じた技術協力」及び海外移住事業を有効かつ効率的に実施するための中心機関（*）としての役割を付与する。
- ・現施設の立地（横浜市）を首都圏南部・東日本の南部地域として位置付け、他の国内機関との地理的な関係にも配慮しながら、その利点に着目する。

（*）海外の日系社会からは、本邦における親族や関係者の減少とともに母国での「拠り所」（本邦滞在時の宿泊施設等）となる施設の建設を求める声が長年にわたって挙がっている。上記の中心機関としての機能は、あくまでもJICAが実施する事業に関するものであって、このような要求に直接応えるものではない。ただし、移住者・日系人に関するJICAの事業を総合センターに集約することにより、JICAが同分野に対して真剣に取り組む姿勢を日系社会にも間接的に伝え、「拠り所」に類似した象徴的な機能を結果的に果たすことも期待できるであろう。

2. 総合センターとして考えられる機能

総合センターが備えうる機能を大きく分けると、技術研修員受入事業（日系研修員を含む）、日系社会青年ボランティア派遣事業、海外移住事業、総合窓口機能に整理することができる。以下では、これらのカテゴリーごとにその内容を検討する。

（1）技術研修員受入事業

日系研修員及び一般の技術研修員に対する研修事業の実施及び宿泊業務からなり、総合センターの中核となる事業として位置付けられる。

1) 日系研修員受入の実施・宿泊

日系研修員受入のためのコース設定については、別途、研修事業部を中心とするタスクフォースで検討中の段階であるが、現時点で想定されるコースは表-IV.1の通りである。

表-IV.1 日系研修員受入コース (想定)

研修コース名	期間	定員	内 容	
集団研修	1.日本語教師研修A	3ヵ月	26人	経験のある現職教師のレベルアップ
	2.日本語教師研修B	6ヵ月	20人	経験の浅い教師を対象とした養成コース
	3.一般技術研修			
	(1)日本語専修	6ヵ月	3人	日系社会の中核者への日本語教育
	(2)情報処理	8ヵ月	5人	C言語プログラミング等
個別研修	1.長期技術研修			
	(1)医学分野	12ヵ月	6人	大学医学部での臨床研修等
	(2)一般技術分野	12ヵ月	30人	大学、試験研究機関等での技術研修
	(3)若手研究者型	12ヵ月	10人	若手研究者対象の博士課程レベルの研修
	2.短期技術研修	3ヵ月	20人	短期研修の多様な要望に対応
	3.研究交流型研修	0.5ヵ月	6人	本邦研究者との交流型プログラム

総合センターでは、上記集団コース及び個別研修のうちセンター近郊に受入先のある研修員の研修実施及び宿泊機能を担う。

なお、総合センターの機能の一つとして、これまで移住事業を中心的に担ってきた蓄積を活用し、「日系人を通じた技術協力」の拠点としての役割を付与するためには、日系研修員受入に関しても、その情報を同センターに集約し、各個別研修員に対して最も適切な研修を実施できると考えられる支部・研修センターに、研修の実施を割り振っていく統括・調整機能を与えることが効果的かつ効率的と考えられる。

平成7年5月に研修事業部を事務局として設置された「移住研修員検討委員会」では、上記のような将来の方向性を見据えて、海外移住センターに対し、予算要求、年間計画の策定を除く本部機能（募集・受入機関の選定、外務省との対応、在外事務所及び支部・研修センターとの調整業務等）を移管することを提言しており、平成8年度から順次移管を進める計画となっている。

したがって、総合センターにおいても特定の研修コースの実施・宿泊を担当するに止まらず、日系研修員を一元的に所管し、国内機関等との調整役を果たすことにより、日系研修員受入の中核機能を担っていくことが望ましいと考えられる。

2) 技術研修員受入の実施・宿泊

JICAでは、現在、年間約7,000人の技術研修員を受け入れているが、地域的には首都圏で6割、地方で4割の研修が実施されている。研修事業部では、地方自治体との連携を深め、幅広い技術分野における研修コースの開拓を進めていくためにも、地方への積極的な事業展開を図っている

他方、首都圏における研修実施・宿泊施設としては、東京国際研修センター、八王子国際研修センター及び国際協力総合研修所（宿泊のみ）がある。ところが、これら

の宿泊施設が吸収可能な研修員は、首都圏に宿泊する研修員の半数程度であり、その他は民間ホテルあるいは受入機関の施設を利用している。

表-IV.2 平成6年度首都圏宿泊人月

	首都圏宿泊人月	首都圏センター 収容可能人月	センター外宿泊 人月
平成6年度	14,366	7,296	7,070

今後、地方での研修コースがさらに拡大していけば、これまで首都圏が占めていた比重が下がってくるのが予想される。ただし、毎年度の研修員受入人数の増加も考え併せると、首都圏における宿泊人月はほぼ横這いで推移するものと予想されることから、センターに収容可能な人月とセンター外の宿泊人月の割合には大きな変化はないことになる。

研修事業が地方へ拡充していくことは、地方の国際化の側面からも望ましいことであり、JICA全体の方針としても推進していくべきであるが、他方、首都圏において相当数の研修員が研修センターに宿泊できない状態が解消されないことは以下の点で問題となろう。

JICAの研修センターでは、数ヵ月単位で滞在する研修員の生活面をサポートするための各種の福利厚生事業を実施し、心身ともに充実した状態で技術研修が実現されるよう環境の整備を図っている。また、地域住民との交流の場を提供したり、夜間の日本語クラスを設けるなど、技術研修に止まらず、我が国に対する理解を促進するための活動を実施している。したがって、これら研修センターは研修員にとって、民間ホテルなどの通常の宿泊施設以上の役割を果たしており、本邦研修をより効果的なものとしていくためにも、できる限りセンター宿泊の機会を提供することが望ましいと考えられる。

また、他の地域に比べ首都圏では、一般的にホテルの確保が容易でないのに加え、修学旅行シーズンや受験シーズンなどが研修員の受入繁忙期とも重なり、ホテル確保が困難になるなどの特別な状況がある。

したがって、効果的な研修の実施と受入業務の効率性の両面から、首都圏における自前の宿泊施設を拡充することは重要なことと考えられる。首都圏に所在するという海外移住センターの立地のメリットを生かし、総合センターにこのようなニーズに応じていくための機能を考えていくことが望ましい。技術研修員受入に関して、総合センターが具体的に果たす機能としては、以下のものが考えられる。

- ①首都圏の研修センターで実施されている集団コースの中で、総合センターで実施する方が距離的にも至便であり、受入先との関係強化からも望ましいと考えられるコースの実施及び宿泊施設の提供。
- ②総合センター近郊の民間ホテルに宿泊している個別研修員の研修実施及び宿泊

機能。

- ③総合センターの所在する地方自治体との連携による新規集団コースの実施と宿泊機能。

(2) 日系社会青年ボランティア派遣事業

海外移住センターでは、昭和60年度に海外開発青年の制度が発足して以来、派遣前訓練を実施してきた。訓練は2ヵ月間行われ、現地事情等に関する講義や語学（ポルトガル語、スペイン語）講習を主要な内容としている。

日系社会青年ボランティアは、青年海外協力隊と同様に開発途上地域における青年のボランティア活動を目的としている。ただし、青年ボランティアが活動する日系社会は、独自の歴史的背景を有するとともに、世代の交代と現地社会との関係など、通常の協力隊員とは異なる環境に置かれる場面が多いものと考えられる。したがって、派遣先の状況に応じた適切な訓練を実施する必要性から、青年ボランティアに関しては、日系社会に関する情報や蓄積のある総合センターでその派遣前訓練を行うことが効果的であると判断される。

(3) 海外移住事業

これまで海外移住センターが中心となって実施してきた事業に加え、宿泊施設の関係等から本部が所管してきた事業についてもできる限り総合センターで実施し、海外移住事業の効率的な実施を促進することが望ましいと考えられる。海外移住事業のうち、総合センターで実施可能な事業としては以下のものが挙げられる。

1) 日系有識者等招へい（宿泊施設機能）

中南米から移住者・日系人等の有識者を招へいし、現地日系社会に関する状況等やそれに対する意見を求めることにより、JICA関係者との相互理解を深めるとともに、日系社会とのネットワークを広げていくことを目的としている。平成7年度は6名を15日間招へい。東京国際研修センター（TIC）に宿泊した。

2) 日本語学校生徒研修（研修実施・宿泊施設機能）

旧移住研修コースの一つ（本研修を除く移住研修コースは、平成8年度より日系研修員受入として実施）。中南米及びカナダの日本語学校に通う日系人子弟（13～15歳）41名（定員）を本邦に1ヵ月間招へいし、公立中学校での体験入学やホームステイ等のプログラムを通じ、日本の文化・社会に対する理解を促進することを目的としている。ホームステイ期間（約10日間）を除きこれまでも海外移住センターに宿泊。平成8年度からは、受入に係る諸業務に関しても本部から同センターへの移管を計画中有る。

3) 日系人本邦就労者帰国前技術研修（宿泊施設機能）

就労目的で本邦に滞在している中南米の日系人を対象に、帰国後に活用できる技術

の習得を図ることを目的とし、平成5年度に新設。平成7年度には、パーソナルコンピュータ及び生産性向上に係るコースを(財)海外職業訓練協会(千葉市)に委託して実施(定員15名、3ヵ月)。研修員は同協会の施設に宿泊している。

4) 日系人本邦就労者生活相談(執務スペースの提供)

本邦に滞在している日系就労者の生活上のトラブル等に対応するために、平成5年度より(財)海外日系人協会(日系人相談センター)に委託し、電話による生活相談を実施している。移住者・日系人に係る情報の集約化の観点から同センターを総合センター内に移転することが望ましいと考えられる。

5) 助成事業

①海外日系人大会(研修施設・宿泊施設の提供)

日系社会の代表者が集い、年1回開催される大会。主催者である(財)海外日系人協会へ大会の運営費等をJICAが助成しており、代表者会議に必要な会議スペースや参加者の宿泊施設として総合センターを活用することが考えられるが、参加者が数百人規模に及ぶことから、総合センターの宿泊施設規模によっては不可能な場合もある。

②日系留学生中央研修(研修施設・宿泊施設の提供)

(財)海外日系人協会が各地の国立・公立大学等で学ぶ日系の県費留学生等を集め、4~5日間にわたり、日本の文化・社会に対する一層の理解と留学生間の親睦を深めることを目的とした研修会を開催(年2回実施)。JICAは研修経費を助成している。平成7年度は、国立オリンピック記念青少年総合センターで合計190名が参加しており、総合センターが研修施設及び宿泊施設を提供することが考えられる。

6) 移住資料センター機能

JICAが有する移住関係資料は、我が国の移住史の上からも貴重な価値を持つものが少なくない。しかし、相当な量に及ぶこれら資料が体系的に整理され外部者にも利用可能な状態には必ずしもなっていないのが現状である。したがって、これら資料を集中的に管理し、貴重な資料の適切な保管を図るとともに、広報、情報公開を促進するための移住資料センター機能を総合センターに付与することが望ましい。

(4) 総合窓口機能

ODA予算の拡充や国際協力に対する国民全般の認識が高まる中、JICAを周る国内の環境も大きく変化している。

第一に、JICAに対する国民一般の関心が近年急速に高まってきたことにともない、JICAの事業全般に対する情報提供が一層求められる状況となっている。また、先進国には国内事情を優先する「援助疲れ」が広く見られることから、JICAの事業をさらに充実させていくためには、国民全般からの広い支持が不可欠であり、問い合わせ

等に対する受動的な対応に止まらず、地域におけるより積極的な事業広報、情報提供が必要と認識される。

また、開発途上国における協力のニーズは、ますます多様化・高度化しているが、特に環境、教育、福祉等、地方自治体にノウハウが蓄積されている分野のニーズが高まっている。しかもこれらの地方自治体も「地方の国際化」の観点から、従来の国際交流に止まらず、開発途上国等に対する国際協力を積極的に指向するようになってきた。したがって、地方自治体が有する技術を有効に国際協力に活用していくためにも、JICAと各自治体との連携の強化が欠かせない状態となっている。

さらに、青年層、中高齢者層を問わず、国際協力活動にボランティアとして参加したいとの要望がますます高まってきており、多様な援助ニーズに対応するためにも、ボランティア事業を拡大、充実させていくことが大切である。

以上のような国内の環境に対応し、JICAへの理解を促進するとともに、「国民参加型援助」を拡充していくためには、地域におけるJICAの「顔」である国内支部を中心とした「地方展開」が極めて重要となっている。そこで、JICAでは、国内機関の再編・強化に取り組んでいるところである。具体的には、全ての附属機関（国総研を除く）及び協力隊訓練所に総合窓口機能を持たせることなどを柱としている。

海外移住センターが所在する神奈川県（横浜市）に対する総合窓口機能は、現在、関東支部（埼玉県浦和市）が担っている。しかし、同支部では、同県その他、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県を分担地域として抱えており、地理的にも、また人口規模においても過大な範囲となっている（平成8年度からは、筑波国際センターが茨城県、駒ヶ根訓練所が長野県を分担する予定）。

そこで、首都圏南部・東日本南部地域での立地を前提とした総合センターにおいては、関東支部の分担範囲のうち神奈川県等の東日本南部地域を担当する総合窓口機能を付与し、当該地域における「地方展開」を強化することが望ましいと考えられる。

(5) その他

神奈川県には海外移住センターの他、附属機関として神奈川国際水産研修センター（神奈川県横須賀市）がある。同センターでは、地元の漁業協同組合等の協力のもと、センター自身が研修員に対して直接技術指導を実施する体制をとり、主として沿岸漁業技術等の集団コースを中心に研修事業を行ってきた。

ところが、同センターも昭和49年の建設後22年を経過し、施設の老朽化が問題となってきたことに加え、漁法等の変化に対応するため、平成9年度からはこれまで同センターで実施してきた漁業実習等を外部委託する計画となっており、現在地に立地しなければならない必然性が薄れてきている。

したがって、効率的な事業実施の観点からは、同県内に所在する海外移住センター及び神奈川国際水産研修センターのあり方を合わせて検討し、例えば総合センターの機能

として、後者の研修機能を含めた選択肢を設定することも考えられる。ただし、本調査はあくまでも海外移住事業のあり方の枠における今後の海外移住センターの活用を検討するものであり、神奈川国際水産研修センターとの関係に関しては、その可能性を言及するに止め、必要な場合は別途の検討に委ねることとする。

3. 海外移住センター施設の現状と総合センターとしての課題

海外移住センターをJICA全体として活用していく方向性にしたいが、考えられる機能に関して前章で検討した。本章ではそのような機能に対して必要とされる施設の内容と海外移住センターの施設の現状を照らし合わせて検討し、総合センターの施設のあり方を考える。

(1) 海外移住センター施設の現状

1) 施設の概要

同センターは、4階建の本館とそれに付帯する2階建部分（1階に機械室と浴室、2階に食堂・厨房）から構成されている。主要施設は、宿泊室25室68ベッド（2人部屋16室、4人部屋9室）、講義室4室、講堂、LL教室、ビデオ室、コンピュータ室、食堂、体育室、倉庫、運動場等であり、建築物に関係する主要なデータは以下の通りとなっている。

- | |
|---|
| ・建設年：昭和36年 |
| ・構造：鉄筋コンクリート4階建て（一部2階及び5階） |
| ・面積：（敷地面積）4,658m ² （センター敷地3,420m ² 、職員宿舎敷地1,238m ² ）
（建築面積）1,277m ²
（延床面積）4,285m ² |

2) 施設・設備の老朽化

本施設は昭和36年に工事完成竣工したが、築後35年を経過しており、施設全般に老朽化がかなり進んでいる状況にある。建物の構造体は鉄筋コンクリート造りで、外見上は堅牢な造りになっている。しかし、鉄筋コンクリートの寿命の判断には、外観上のチェック（ヘアークラック等）のみならず、コンクリート内部の酸化状況を確認する必要がある。

本建物の外壁については、随所に経年劣化のヘアークラック（細かい亀裂）が生じている上、海岸線に近い場所に立地することから、塩害による酸化の進行が進んでおり、コンクリートの劣化を早めている状況にある。一般的に鉄筋コンクリートの耐用年数は50～60年と言われているが、その建物の施工状況、立地条件により、大幅に耐用年数が早まる場合もあり、本建物の鉄筋コンクリートについても、その耐用年数はあと数年から10年位の間であると推定される。

また、建物の設備機器についても、屋根防水保証年数が10年、またその他の設備も法定耐用15年のものが大半であることから、これらの機器交換と大規模な修繕が建築後2～3サイクル目を向かえており、維持費の増大が見込まれる状況となっている。

3) 宿泊施設構造の現状

同センターの宿泊施設は、宿泊室25室（2人部屋16室、4人部屋9室）、浴室等からなる。建設当時は、移住者の渡航直前の宿泊施設として設計されたため、宿泊室は家族単位による短期滞在（2週間程度）を想定しており、一部屋（29.6平方メートル）に多人数を収容する形式となっていた。その後、移住研修員の受入開始等により、宿泊環境の改善が必要となったため、従来の部屋を内部で仕切り、2人用・4人用の簡易個室として使用するとともに、部屋数を増加するために、旧洗面室を宿泊室に当てるなどの工夫がなされている。しかし、各室内の仕切り自体は非常に単純なものであり、中・長期にわたる研修目的の滞在には十分な環境と言えないのが現状である。また、洗面・トイレ・浴室についても共用で、浴室は洗い場を仕切り、シャワー室に改造するなど、海外からの研修員に対する配慮がなされているものの、充分な対応にはなっていない。

(2) 総合センターとしての建替えの必要性

以上のように、海外移住センターの施設は構造物全体の老朽化が進むとともに、付帯設備の改修等に要する費用もさらに増大することが予想されており、まず物理的な面から現施設を維持していくことが困難となりつつある。また、昭和30年代の生活水準と短期滞在を前提として設計された宿泊施設の構造（相部屋、バス・トイレ共用）は、JICAの有するその他の技術研修センター（個室、バス・トイレ付が標準）のものと大きく乖離するに至っており、通常の技術研修員を受け入れる状態にあるとは言えない。

したがって、現状のままの施設で、前章において提示した総合センターとしての機能を担っていくことは基本的に不可能と判断せざるをえない。

そこで、第一の対応方法として考えられるのが、現施設の増改築である。ところが、昭和56年の建築基準法の改正により、新たな耐震基準が設定されたため、それ以前に建築された建物については、基本的に柱、梁、床、壁等の構造体に係る改築が認められなくなり、増築についても10平方メートルまでを限度とすることになっている。その結果、昭和36年に建設された海外移住センターについても、増改築することによって現有施設を総合センターに合致した施設内容へ変えることは建築基準法の上から無理であることになる。

したがって、海外移住センターを総合センターとして活用するために、現有施設をそのまま利用すること、あるいは現有施設の増改築によって対処することはいずれも不可能であり、総合センターとしての施設を新たに建設することが必須となる。

4. 総合センターの施設内容と規模

海外移住センターを総合センターとして活用していくためには、基本的にその建替えが必要であるという前章の結論を受け、本章では、第2章で検討した総合センターとして考えられる機能を具体的に遂行するために必要な施設内容とその規模について検討する。

(1) 技術研修員受入事業に必要な宿泊施設

1) 日系研修員

日系研修員受入については、平成9年度からの全面的なコース改編のための作業が現在進められている状況にあり、コース設定自体が確定されていない段階である。そこでここでは、第2章で提示した現時点における日系研修のコース案にしたがい、同研修のために必要となる総合センターの宿泊規模を試算する。

日系研修コースのうち集団コースに関しては全て同センターに宿泊するとともに、個別研修については各コースの割り当て人数の4分の1が宿泊するものと仮定すると、表-IV.3の通り同センターには13,913人日の収容力、すなわち38ベッドが必要となる。

表-IV.3 日系研修員受入に必要なベッド数

研修コース名		人数	期間(日)	係数	人日
集団研修	1.日本語教師研修A	26	× 90		=2,340
	2.日本語教師研修B	20	× 180		=3,600
	3.一般技術研修				
	(1)日本語専修	3	× 180		= 540
	(2)情報処理	5	× 240		=1,200
個別研修	1.長期技術研修				
	(1)医学分野	6	× 360		=2,160
	(2)一般技術分野	30	× 360	× 1/4	=2,700
	(3)若手研究者型	10	× 360	× 1/4	= 900
	2.短期技術研修	20	× 90	× 1/4	= 450
3.研究交流型研修	6	× 15	× 1/4	= 23	
合計					13,913
ベッド数	(人日合計/365)				38

2) 技術研修員

首都圏の研修センターで実施されている既存の集団コースの中で、総合センターで実施する方が距離的にも至便であり、受入先との関係からも総合センターへの移管が可能と現時点で考えられるものは4コース(平成8年度計画)(表-IV.4参照)であり、これら集団コース研修員の宿泊に必要な収容力は1,148人日(3ベッド)となる。

表-IV.4 総合センターへの移管が可能と思われる集団コース

	コース名	定員(人)	受入期間		センター人日
1	水力発電Ⅱ (電気・機械)	9	95.5.9	95.6.24	342
2	建設工事先進技術セミナー	10	95.5.11	95.6.25	390
3	石炭火力発電	5	95.10.10	95.11.22	120
4	電気通信CAI教材作成技術	8	95.10.24	95.12.3	296
	合 計				1,148
	ベッド数	(人日合計/365)			3

また、海外移住センターが所在する横浜市（首都圏南部）周辺の民間ホテルに宿泊しており、総合センター建設後の入館が見込める技術研修員に関して、試算（民間ホテルの宿泊には、地方からの視察等を目的とした短期滞在も多いことから、総合センターでの吸収は実績の7割と仮定）すると、必要な収容力は9,188人日、26ベッドと推定される。

表-IV.5 神奈川県近郊の民間ホテルでの宿泊実績

1.神奈川県内の民間ホテル宿泊実績 (93~95年の年間平均値)	4,026人日
2.東京都東部・南部 (千代田区、港区、品川区、大田区) の民間ホテル宿泊実績 (93~95年の年間平均値)	9,099人日
合 計	13,125人日
総合センターで吸収する宿泊人日 (人日合計×0.7)	9,188人日
ベッド数 (人日合計/365)	26

(2) 日系社会青年ボランティア派遣事業に必要な宿泊施設

派遣前訓練（2ヵ月間）に必要な宿泊施設の規模は3,000人日、8ベッドと考えられる。

表-IV.6 日系社会青年ボランティア派遣事業に必要な宿泊施設

	人数	期間 (日)	人日
派遣前訓練	50	60	3,000
ベッド数	(人日合計/365)		8

(3) 海外移住事業に必要な宿泊施設

総合センターが関係する海外移住事業のうち、同センターが宿泊機能を担うことが想定される4つの事業に必要な宿泊規模は3,480人日、10ベッドと考えられる。

表-IV.7 海外移住事業に必要な宿泊施設

業務名	人数	期間(日)	人日
1.日系有識者等招へい	41	30	1,230
2.日本語学校生徒研修	130	3	390
3.日系留学生中央研修	20	90	1,800
4.日系人本邦就労者帰国前技術研修	6	10	60
合計			3,480
ベッド数(人日合計/365)			10

(4) 総合センターの適正宿泊施設規模

技術研修員受入事業(日系研修員、技術研修員)、日系社会青年ボランティア派遣事業及び海外移住事業の実施により必要とされる宿泊施設のベースは合計30,729人日であり、年間を通じて均等に宿泊があるとすれば85ベッドに相当することになる。

表-IV.8 総合センターの適正宿泊施設規模

事業名	人日	ベッド数
1.技術研修員受入事業	24,249	67
(1)日系研修員	(13,913)	(38)
(2)技術研修員	(10,336)	(29)
2.日系社会青年ボランティア派遣事業	3,000	8
3.海外移住事業	3,480	10
合計	30,729	85

ただし、実際の宿泊利用状況は一般的に月ごとでかなりの変動があり、均等ベッド数だけをもって宿泊規模を決定することは適当でない。そこで総合センターに宿泊が予定される上述の研修コース等について月別の宿泊計画を想定し、その動きを見ると表-IV.9の通りとなる。

表-IV.9 総合センター月別宿泊計画表

事業名・コース名	(人日)												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1. 技術研修員受入事業	1,936	2,353	2,251	2,566	2,566	2,566	1,893	1,914	1,570	1,546	1,546	1,542	24,249
(1) 日系研修員	1,170	1,170	1,170	1,800	1,800	1,800	953	930	780	780	780	780	13,913
集団研修				780	780	780							2,340
1. 日本語教師研修A				300	300	300							3,600
2. 日本語教師研修B				90	90	90							540
3. 一般技術研修				150	150	150							1,200
(1) 日本語専修													
(2) 情報処理													
個別研修													
1. 長期技術研修													
(1) 医学分野	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
(2) 一般技術分野	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	2,700
(3) 若手研究者型	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	900
2. 短期技術研修	150	150	150										450
3. 研究交流型研修							23						23
(2) 技術研修員	766	1,183	1,081	766	766	766	940	984	790	766	766	762	10,336
集団研修													
1. 水力発電		207	135										342
2. 建設工事先進セミナー		210	180										390
3. 石炭火力発電							110	10					120
4. 電気通信CAI教材作成							64	208	24				296
個別研修	766	766	766	766	766	766	766	766	766	766	766	762	9,188
2. 日系社会青年ボランティア派遣													
派遣前訓練													3,000
3. 海外移住事業													
1. 日本語学校生徒研修			330	195									3,480
2. 日系留學生中央研修			330										1,230
3. 日系人本邦就労者帰国前技術研修				195					195				390
4. 日系有識者等招へい							60			600	600	600	1,800
総計	1,936	2,353	2,581	2,761	2,566	2,566	1,953	3,414	3,265	3,046	2,146	2,142	30,729
ヘッド数	65	78	86	92	86	86	65	114	109	102	72	71	84

通常の技術研修に比べ、日系研修には、年度当初より開始となるコースが多いこともあり、年間を通して宿泊需要の極端な片寄りは見られない。必要な宿泊規模が最大となるのは11月で3,414人日、114ベッド、最小が4月及び10月の1,936人日、65ベッドであり、均等値である85ベッドとの開きはそれぞれ20ベッド及び29ベッドとなっている。

したがって、宿泊規模として考えうるベッド数としては、最低値の65ベッド、均等値の85ベッド、最大値の114ベッドを挙げることができよう。

まず、最小値65ベッドとした場合には、入館率は100%に近い数字となることが予想されるが、個別コースの技術研修員（現在は民間ホテルに宿泊）ばかりでなく、月によっては集団コース（日系研修、技術研修）の一部についても収容不可能となることから、総合センター建設の意味が失われてしまう。

また、85ベッドと仮定した場合、それ以上のベッド数を必要とする11月、12月及び1月の3ヵ月間は、個別技術研修員の宿泊を従来通り民間ホテル泊とする範囲内で調整が可能であり、入館率も91%と高い割合を期待することができる。

さらに、予想される宿泊需要全てに対応したと仮定し、最大値である114ベッドを確保した場合には、基数となる30,729人日、85ベッドとの間に10,585人日、29ベッドの余裕が生じることになるが、入館率は74%（30,729人日／41,610人日）であり、運営上不可欠とされる入館率70%（「研修施設のあり方に関する調査報告書」）を維持することは十分可能と考えられる。

表-IV.10 ベッド数による入館率の比較

	ベッド数	収容力 (人日)	宿泊予測 (人日)	入館率
最大宿泊規模	114	41,610	30,729	74%
均等宿泊規模	85	31,025	28,180	91%

したがって、現時点で把握可能な宿泊需要をもとにすれば、均等値である85ベッドから最大値である114ベッドの範囲で合理的な施設規模の設定ができるものと考えられる。施設規模を最終的に決定するためには、安定的な入館率の確保と今後の宿泊需要の伸びの兼ね合いをどのように判断していくかによることとなる。

前章でも触れたように、JICAとしては地方への展開をますます重視していく方針であり、その意味からも総合センターの機能の一つとして、地元地方自治体との連携による新規の集団研修コースの開設・実施を積極的に検討していくことが望ましい。これらのコースに必要となる宿泊規模は未知数であるものの、将来的な施設利用の可能性を勘案すれば、運営に過度の負担が及ばない範囲で、ある程度余裕を持った施設を整備しておくことが効率的と考えられる。

上述したように、総合センターの月別の宿泊需要には極端なばらつきがなく、比較的安定した運営が可能であるとの環境を前提とすれば、最大値である114ベッドで宿泊施設を建設したとしても、健全なセンター運営と将来的な新コース設置等に対する態勢の

確保という2つの側面をともに確保することが無理のない範囲で可能と考えられる。したがって、総合センターとしては114ベッドの規模の収容力を有することが施設の効率的な利用の観点からも適切であると判断される。

なお、第2章「総合センターとして考えられる機能」でも言及したように、例えば神奈川国際水産研修センターが現在有する研修・宿泊業務など、総合センターの機能を今後さらに拡大して検討していく余地も残されており、その場合には150ベッド程度までの宿泊施設規模を検討していかなければならない可能性もある。

(5) その他必要な施設内容

以上に検討した宿泊施設の他に、総合センターとして備えるべき施設としては以下の内容が一般的に考えられる。

- 1) 管理施設（事務室、広報スペース等）
- 2) 研修施設（オリエンテーションルーム、研修室等）
- 3) サービス関係施設（玄関ロビー、フロント等）
- 4) 厚生施設（食堂、健康管理室、体育館、テニスコート、売店等）

また、この他、総合センターの機能として検討された日系人本邦就労者生活相談に必要な執務室及び移住資料センターとしてのスペースを確保する必要がある。

(6) 総合センターの施設規模

近年建設されたJICAの研修センターでは、シングルルーム（バス・トイレ付き）で約20平方メートルのスペースが標準となっている。また九州、北海道（札幌・帯広）及び中国の各国際センターにおいて、全ての施設（宿泊、管理、研修、サービス関係、厚生）が占める延床面積を1ベッド当たりで表わすと約80平方メートルの広さに相当する（研修事業部の資料による）。

したがって、総合センターでもこれらと同様の設計基準を適用したとすれば、114ベッドを要するセンターに必要な延床面積は以下のように9,120平方メートルと試算される。

$$114 \text{ (ベッド)} \times 80\text{m}^2 = 9,120\text{m}^2$$

5. 総合センターの立地と建設方法

海外移住センターを総合センターとして建て替える場合の建設地としては、海外移住センターの現所在地が挙げられることは無論である。しかし、全く新たな施設を建設しなければならないことから、必ずしも現在地のみにとられる必要はなく、首都圏南部・東日本南部地域の立地という総合センターの前提条件を満たす場所で、現在地よりも総

合センターにふさわしい条件の建設候補地があれば検討が必要である。

したがって本章では、総合センターの建設地として、海外移住センターの現所在地及び横浜市より誘致のある「みなとみらい21」新港地区について検討する。

(1) 海外移住センター敷地に建設する場合

海外移住センターは、神奈川県横浜市磯子区西町16-5にあるJICAの所有地（敷地面積4,658平方メートル）に立地しており、JR根岸線根岸駅から徒歩3分、都心までも1時間半程度と交通の便からは良い条件にある。ただし、敷地の南側がJR根岸線及び日本石油精製（株）根岸製油所の引き込み線に隣接しており、騒音対策が必要となっている。なお、同敷地内には海外移住センター本館の他にJICA職員宿舎（12世帯）が建設されている。

所在地における建築法令上の規制は以下の通り。

- | | |
|------------|-----------|
| 1) 用途地域 | : 商業地域 |
| 2) 建ぺい率 | : 80% |
| 3) 容積率 | : 400% |
| 4) 第5種高度地区 | (高さ31m以下) |

現在の敷地面積4,658平方メートル（職員宿舎部分を含む）及び容積率400%から、現敷地に総合センターを建設する場合の最大可能床面積は18,632平方メートルで、高度指定からは概ね9階建までが可能となる。したがって、総合センターの宿泊規模を114ベッドとした場合に必要な延床面積9,120平方メートル規模の施設を建設することは物理的に不可能ではないと考えられる。

ただし、既存の研修センターが比較的広い敷地に低層の施設を配しているのに比べ、この場合は、狭い敷地を最大限に利用し、高層の施設で必要な床面積を確保しなければならない。したがって、体育館やテニスコート等を備えるにしても高層階やテラス、屋上などを利用しなければならないなど、必要とされる施設内容が与えられた空間の中で実際に整備できるかどうかを判断するためには、具体的な設計作業を行う必要がある。

また、高層施設を建設する場合には近隣住宅等の日照権への配慮が必要となる。建築基準を満たしている施設であったとしても、日照時間に影響を与える場合には、補償金を支払う義務が発生する可能性もあり、この面からも総合センターを現在の敷地に建設することが適当であると即断することはできない。

また、施設の建設自体が可能である場合でも、海外移住センターの取り壊しが必要となるため、建設期間の約2年間にわたり、海外移住センターで実施している事業を外部で継続するために、事務所スペースや宿泊施設を確保しなければならない、そのための予算措置も必要となる。

さらに、総合センターとしての規模を確保するためには、同敷地内の職員住宅を取り

壊さねばならず、現在入居中の12世帯の移動に係る準備や経費にも配慮が欠かせない。

なお、同敷地に建設する場合には、地元自治体との施設の共有等の連携は考えられないことから、JICAが単独で経費を負担し施設を建設することになる。

(2) 「みなとみらい21」新港地区に建設する場合

「みなとみらい21」は、横浜都市部に隣接するふ頭や工場跡地及び埋立地における大規模な再開発事業であり、①横浜の自立性の強化（関内・伊勢佐木町地区と横浜市駅周辺の一体化等による都心部の強化・拡大）、②港湾機能の質的転換（物流中心の港湾から市民の憩となるウォーターフロント空間や国際交流機能を担う港湾への転換）、③首都圏の業務機能の分担（国の行政機関等の誘致による首都圏の均衡ある発展）を目的としている。

事業の推進は、公共セクター（横浜市、国、県等）、第三セクター（株式会社横浜みなとみらい21等）及び民間セクターの三者が一体となって担っており、1983年（昭和58年）から埋立事業と土地区画整備事業が開始され、横浜美術館（1989年）、パシフィコ横浜（国立横浜国際平和会議場等）（1991年）、横浜ランドマークタワー（1993年）などがそれぞれオープンするなど、主要施設が順次整備されてきている。

このような背景のもと、横浜市では「みなとみらい21」計画の一環として、総合センターの建設に関心を示しており、同計画地の一角である新港地区に候補地を提示するところとなっている。新港地区は桜木町駅あるいは関内駅よりおよそ1キロメートルの距離にあり、首都圏南部・東日本南部地域といった海外移住センターの地理的条件に合致する。また、平成12年を目処に地下鉄「みなとみらい21線」（横浜高速鉄道株式会社）が開通する予定であり、最寄駅もさらに近くなるほか、横浜駅での東急東横線との相互乗入により首都圏へのアクセスも確保されることから、海外移住センターの有する立地条件を十分満たす候補地として検討が必要と考えられる。

なお、用地の確保については、通常、用地を買収する場合と借用する場合がありますが、新港地区については、借地としての活用は考えられておらず、買収が前提となる。

「みなとみらい21」（新港地区）に総合センターを設置した場合、最も大きな利点と考えられるのは、同センターに期待される総合窓口機能に関してであろう。第一に、同地域の計画目的にもあるように、横浜が有する国際港湾都市としての歴史的背景を受け、国際交流の拠点機能が「みなとみらい21」の主要な柱の一つとなっており、同地に総合センターを設置することで地元横浜市との連携の基盤が確固たるものになることが十分に期待できる。また第二に、その結果として同地に既に整備されている国際交流施設であるパシフィコ横浜などの利用が可能となるとともに、同施設内に事務所を設けている国際熱帯木材機関（ITTO）等の国際機関との連携も期待できる。さらに第三として、「みなとみらい21」は、行政、経済、情報産業に代表される機能的な空間としてのみならず、「水と緑と歴史に囲まれた人間環境都市」を目指し、公園・緑地、散歩道、美術

館等を整備した開放的な空間を整備している。したがって、これら地域には国際交流・協力にも関心の深い市民一般が広く訪れることが予想され、総合センターが地域における積極的な事業広報・情報提供を実施していくためには、極めて有効な環境と考えられる。

加えて、同新港地区は、かつて南米への移民船が船出していった横浜港大棧橋とも隣接しており、総合センターの主要機能の一つである「日系人を通じた技術協力」及び海外移住事業の中核機関としての性格から見ても、明治以来の移住発祥の地として意味深いものがある。

しかし、このようなソフト面における利点がある反面、現在提示を受けている新港地区で土地を取得し、総合センターを建設するためには次のような課題がある。

- ①新港地区は、横浜市の条例により臨港地区としての用途制限があり、総合センターにおいても港湾との関連付けを求められる可能性が強く、港湾分野の研修コースを実施するなどの配慮が不可欠となる。既存の港湾関係コースを同センターで実施することにより、研修コースの実施面で横浜市と具体的な連携ができるようになれば、逆に総合センターの利点ともなりうる課題であるが、そのためには関係省庁等との十分な調整も必要となってくる。
- ②現在具体的な候補地とされているのは新港地区の8街区及び9街区であるが、9街区には現在税関監視所及び港湾合同庁舎事務所があり、大蔵省では同事務所等の今後の取り扱い方針を決定していない状態にあることから、現時点での検討は困難な状況にある。他方、8街区はほぼ更地の状態であり、取得に問題はないものの、運輸省及び大蔵省が所有する国有地であるため、上記の用途制限をクリアした後に、両省における手続きが必要となっており、過去の例から2年程度の時間を要する可能性がある。

なお、施設の建設に当たっては、①JICAが単独で建設する場合②JICAと地方自治体が共同で一つの施設を建設する場合③JICA及び地方自治体がそれぞれの施設を隣接して建設する場合が考えられる。ただし、「みなとみらい21」については、既に国際交流等を目的とした施設が建設されていることから、基本的にはJICAが単独で建設することになろう。

(3) 今後の検討の方向性

以上のように総合センターの設置場所としては、海外移住センター敷地及び「みなとみらい21」（新港地区）ともに可能性があるものの、総合センターとしての機能をより積極的に発揮していくためには後者での建設が望ましいものであると判断される。

また、第2章「総合センターとして考えられる機能」でも触れた通り、総合センターの機能としては、本調査が「海外移住センターのあり方」という範囲の中で具体的に検討しえた以外にも、さらに検討の可能性があるものがないとは言えない。そのように総

合センターの多機能化がさらに進んだ場合、「みなとみらい21」ならばそれを直接一般の市民に対するアピール効果へ繋げていくことも可能であろう。

ただし、上述の通り、「みなとみらい21」での建設のためには手続上、かなりの時間を要することが予想されるが、総合センターの建設期限を区切る物理的な制約等が必ずしもあるわけではないところ、最も効果的な事業展開を図るためには長期的な視野に立った取り組みが重要となろう。

6. 総合センターの運営

「研修施設のあり方に関する調査報告書」（平成4年2月）によれば、研修施設の運営管理については、JICAによる直営管理方式と国際協力・交流のために設置された公益性を有する第三セクター（政府や自治体と民間の共同出資により設立された公企業）に委託する方式（独立採算制が原則）が現実と考えられるが、第三セクターへ運営を委託することによりJICAとしては、①公益性と経営の効率性の確保②外部者の利用による施設利用率の向上③研修業務に専念が可能、などのメリットがあり、より望ましい方式であるとの報告がなされている。

既存の研修施設では兵庫インターナショナルセンターが第三セクター（財団法人兵庫県国際交流協会）に運営を委託しており、また平成8年度に開所する北海道国際センター（札幌・帯広）でも同様の方式が採られることになっている。なお、直営方式による他の研修施設では、①施設管理総括業務②設備管理業務③フロント業務④警備業務⑤清掃業務⑥建設設備等保守業務、の全部あるいは一部を民間会社に委託している。

総合センターの場合、海外移住センター敷地に建設した場合はもとより、「みなとみらい21」新港地区に建設する場合においても、基本的にはJICAによる単独建設になる可能性が強いところ、地元自治体が出資する第三セクターに運営を委託できる条件が整うかどうかは今後の検討となる。

したがって、運営方式としては、JICAによる直営方式の可能性がより大きいものと考えられるが、もう一つの可能性として、（財）海外日系人協会への委託も検討が可能であろう。同財団は、都道府県からの分担金と企業寄付金を主要な自己財源とし、海外日系人との連絡、相互協力を推進することにより、我が国と海外諸国との経済・文化交流、友好親善と対日理解の促進を図ることを目的とした公益法人であり、この点では第三セクターと同様の性格を有している。また、総合センターとの関係では、日系研修員受入事業の研修実施機関として、あるいは海外移住事業による助成金事業の主催者等として、同センターの事業の重要な部分を担うことが予想されている。

本編第1章「（4）海外移住センターの方向性と検討課題」でも触れた通り、総合センターはJICAが実施する「日系人を通じた技術協力」あるいは海外移住事業を集約的に実施する拠点機能を有するとしても、海外の日系社会から日本政府に対し長年にわ

たって要求のある母国での「拠り所」（一時帰国時の宿泊施設等）としての役割を直接果たすものとは考えられていない。ただし、（財）海外日系人協会に運営を委託（独立採算制）した場合には、その経営努力の一つとして、国際交流事業の趣旨に則り訪日する日系人等を総合センターの宿泊状況に応じ外部者扱いで宿泊させることは可能であり、空スペースの有効活用の位置付けながら、日系社会の要望に応えていくことも期待できるであろう。

JICA